居宅介護支援契約書

居宅サービス計画作成依頼者（以下、「利用者」という。）とあったかいごひといち居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

第１条　（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整やその他の便宜を図るものとする。

第２条　（契約の期間）

１．この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日迄とする。

２．契約満了の 2 日前迄に、利用者から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとする。この場合の契約の期間は、利用者の要介護更新認定の日からその有効期間満了日迄とする。

第３条　（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を設置基準どおり確保するとともに、利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知する。

第４条　（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援する。

①　利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。

②　当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を中立公正に利用者及びその家族等に提供し、利用者自らがサービスを選択できるようその意思決定の際の支援を行う。

③　提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

④居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う。

第５条　（経過の観察・再評価）
事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させることとする。
① 利用者及び家族と毎月連絡をとり、利用者の経過の把握に努める。
② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。
③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行う。

第６条　（施設入所への支援）
事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行う。

第７条　（居宅サービス計画の変更）
利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更するものとする。

第８条　（給付管理）
事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、岩手県国民健康保険団体連合会に提出する。

第９条　（要介護認定等の申請に係る援助）
１．事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」という）更新の申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。
２．事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。
３・事業者は、利用者またはその家族から代行申請を依頼された時は、それが確認できる文書をもって依頼を確認し代行申請を行うものとする。

第 10 条（サービスの提供の記録）

１．事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけるとともに、利用者との契約終了後 5 年間は、その記録を保管するものとする。

２．利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録の閲覧ならびに複写物の交付を受けることができる。

３．第 12 条第 1 項から第 3 項の規定により、利用者または事業者が本契約の解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合は、事業者が直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付する。

第 11 条（居宅介護支援等に係る料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対しての利用者負担は発生しない。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合がある。その場合はいったん１ヶ月あたりの料金をいただきサービス提供証明書を発行するものとする。

第 12 条（契約の終了・解除）

１． 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。

２． 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して契約満了日の１ヶ月前迄に理由を明示した書面で通知することにより、本契約を解約することができるものとする。ただし、この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供するものとする。

３． 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や担当の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知により直ちに本契約を解約することができる。

４． 事業者は、次に該当した場合には、自動的に本契約を解除するものとする。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

第 13 条（秘密の保持）

１． 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なくして第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。

２． 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を開示・漏えいしてはならない。

第 14 条（賠償責任）

事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとする。

第 15 条（身分証の携行業務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、必ず身分証を提示するものとする。

第 16 条（相談・苦情への対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた、指定居宅サービス等に関する利用者の要望苦情に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。

第 17 条（法令遵守・受託管理義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたって、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、その業務を遂行するものとする。

第 18 条（信義誠実の原則）

１．利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

２．本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

第 19 条

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとする。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者ならびに事業者が署名捺印のうえ各１通ずつを保有するものとする。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

事業者

事業者名　あったかいごひといち居宅介護支援事業所

指定番号　0370800302

事業所所在地　　〒028－0523 遠野市中央通り 5－25

本社所在地　　岩手県盛岡市北飯岡 1-6-8

名　称　　株式会社　三協メディケア

代表取締役　　齊藤　大輝　　㊞

利用者　　住所

氏名　　㊞

代理人　　住所

氏名　　㊞

（続柄　　）